

【きて NAVI ウェブページ制作代行細則】

2012年2月1日 作成

きて NAVI ウェブページ制作代行(制作代行サービス)細則(以下「本細則」という)は、株式会社サーフマネジメント(以下「提供者」という)が提供するきて NAVI ウェブショップサブサービス(以下「本サービス」という)において、提供者が提供するきて NAVI ウェブページ制作代行における、契約者と提供者との関係を定めるものとします。本細則に定めのない事項については、きて NAVI ウェブサービス規約(以下「本規約」という)に従うものとします。

第1条(用語の定義)

- 1) きて NAVI ウェブページ制作代行とは、本サービスに付随するきて NAVI ウェブページ制作代行(制作代行サービス)及びそれに付随する追加オプション(以下「きて NAVI ウェブページ制作代行」という)の申込をした契約者が本サービスにおいてホームページを作成するための専用ホームページを、提供者が代行して制作するサービスのことをいいます。きて NAVI ウェブページ制作代行は、専用ホームページの納品をもって終了となります。
- 2) ヒアリングシートとは、提供者が契約者に対しきて NAVI ウェブページ制作代行に必要な事項を確認するため提示する質問書をいいます。
- 3) 素材とは、提供者の指示に基づき、契約者が準備し、提供者に無償で提供する制作代行に必要な情報、資料および商品等をいいます。
- 4) テーマとは、本サービスの管理画面におけるデザイン設定において、提供者が提供するデザインテンプレートをいいます。

第2条(本細則の適用)

本細則は、きて NAVI ウェブページ制作代行の申し込みを行った契約者に適用するものとします。

第3条(利用料の支払方法)

きて NAVI ウェブページ制作代行の利用料金および支払方法等については、別途きて NAVI ウェブページ制作代行申込時に提供者から提示するものとします。

第4条(納品までの注意事項)

- 1) 提供者は、本細則第3条に定める利用料金の入金確認後、必要に応じてヒアリングシート等を契約者に送付するものとします。
- 2) 契約者は、契約者自身の責任をもって素材を準備するものとし、提供者に対し、参考ページを指定した模倣の依頼やURL等から画像等の取得の依頼は行わないものとします。契約者は、提供者に対し、準備した素材について、第三者の著作権等の知的財産権その他の権利を侵害するおそれのないことを保証し、仮に侵害の責を問われた場合は、自己の責任・費用をもってこれを処理し、提供者に一切の負担及び損害をかけないものとします。
- 3) 契約者は、ヒアリングシート以外の原稿・資料はすべてデジタルデータで送付するものとします。文章ならびに画像は、それぞれテキストデータ・画像データ(JPEG形式など)で提出するものとします。
- 4) 提供者は、契約者が提供者に対し、提供者が契約者に指定した資料等の提供を完了した後、双方で合意した日時をもって、ホームページ制作に着手します。
- 5) 契約者は、提供者の制作着手後、対象となる商品および内容等の変更はできないものとします。
- 6) 提供者は、契約者から提供を受けたヒアリングシート、原稿・資料に基づき、本サービスの仕様にあわせた契約者専用のホームページを制作します。契約者は、デザイン、ライティング、写真撮影等の内容および方法について、

提供者に対し詳細な指定や、コンテンツの追加の依頼はできないことを承諾するものとします。

- 7) 契約者は、制作スケジュール、作業順序および納期について、提供者の指定に従うものとします。
- 8) 契約者は、制作代行において、提供者からの連絡に対し窓口となる担当者を1名に限定し、提供者に通知するものとします。当該担当者は、個人契約者の場合は契約者自身、法人契約者の場合は、当該法人に所属する者となります。
- 9) 提供者は、契約者の承諾を得ることなく、制作代行業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。

第5条(納品)

- 1) 提供者は、契約者の専用ホームページ(以下「制作物」)が完成した時点で契約者に通知し、契約者は提供者の指示に従い、1週間以内に制作物を確認するものとします。
- 2) 前項に定める制作物完成の通知は契約者から提供者に予め届け出られたメールアドレスにメールを送信する方法で行うものとし、当該メールを契約者が開封したか否かにかかわらず、提供者が当該メールを送信したことを以て当該通知は完了したものとする。
- 3) 契約者は、修正が必要な場合、提供者に対し指定された期間内に修正を依頼するものとします。なお、提供者は、修正依頼につき、文言の修正等、軽微なものに限り、1回のみ対応するものとし、デザイン的大幅な修正や再修正は行わないものとします。また、契約者は、修正の必要がない場合は、制作物について承諾した旨を提供者に対し通知するものとします。
- 4) 提供者は、以下各号のどれかに該当する場合、契約者に対し制作物を納品したものとします。
 - (1) 前項に基づき修正が完了し、別途提供者が指定した期間内に契約者から提供者に対し、当該修正物の瑕疵等について、何らの通知もなかったとき。
 - (2) 契約者から納品の承諾があったとき。
 - (3) 本条第1項及び第2項に定める制作物完成の通知後、契約者から提供者に対し、当該完成制作物の瑕疵等について、何らの通知もなく1週間が経過したとき。
 - (4) 提供者は、納品後の制作物(以下「納品物」という)について無償の修正を行わないものとします。

第6条(納品物に対する契約者の権利と責任)

- 1) 契約者は、納品物に関する利用権を有するものとします。
- 2) 契約者は、納品物の変更について、契約者自身の責任をもって行うものとします。特に、次の各号について注意するものとします。
 - (1) 提供者は、制作時に作った画像やHTMLソース等一切の情報およびデータについて、保存および管理は行いません。
 - (2) 契約者が納品物について改変を行ったことに起因し、当該納品物に不具合が生じた場合、提供者はその責を負わないものとします。
- 3) 制作代行の過程で作成したPSDデータ等の制作素材について、契約者は権利を有さず、提供者は契約者に対し提供しないものとします。
- 4) 提供者は、契約者の指示に基づき、納品物を完成させるものであり、商品の説明や宣伝内容について、一切の責任を負わないものとします。契約者は、契約者自身の責任をもって、不当表現、誇大表示及び法令違反等がないか確認するものとします。

第7条(知的財産権の権利帰属)

きて NAVI ウェブページ制作代行に関連して、提供者から提供されるヒアリングシートおよびマニュアル等に関する著作権その他一切の知的財産権は、

提供者に帰属するものとします。契約者は、提供者が別途定める場合を除き、複製、転載、編集等できないものとします。

第8条(提供者による解約)

1) 提供者は契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、提供者は、契約者に催告なくして NAVI ウェブページ制作代行を解約できるものとします。なお、当該解約に関する通知は、契約者が提供者に届け出た契約者自身の連絡先または担当者の連絡先への通知をもって契約者に到達したものとみなします。

(1) 契約者にかかるきて NAVI ウェブページ制作代行の申込内容が事実反する場合。

(2) 契約者が、本規約第10条により禁止される行為の内容が含まれるホームページの制作を依頼した場合。

(3) 本規約第30条または第31条により本サービスを解約した場合。

(4) 本規約、本細則の条項、提供者からの指導のいずれかに違反した場合。

(5) きて NAVI ウェブページ制作代行の運営を妨害した場合。

(6) 契約者が反社会的な団体である場合又は契約者が反社会的な団体の構成員である場合。

(7) 提供者からの連絡に対し、契約者に起因する事由により、きて NAVI ウェブページ制作代行の申込後30日以内に、提供者が制作に着手できない場合。

(8) 提供者に届け出た連絡先に対し、提供者からの電話、ファクシミリ、電子メール等による連絡が取れない場合、または郵送等による発送物が契約者に到達しない場合。

2) 本条第1項によるきて NAVI ウェブページ制作代行の解約は、提供者の契約者への損害賠償の請求を妨げないものとします。

3) 本条第1項によりきて NAVI ウェブページ制作代行が解約となった場合、提供者は、契約者から支払われたきて NAVI ウェブページ制作代行に関する一切の料金等を返還しないものとします。

4) 本条第1項によるきて NAVI ウェブページ制作代行の解約に関し、提供者は一切の責任を負わないものとします。

第9条(きて NAVI ウェブページ制作代行の変更または廃止)

1) 提供者は、以下のことを行うことができます。

(1) 契約者へ事前に通知することなく、きて NAVI ウェブページ制作代行の内容・名称を変更すること。

(2) きて NAVI ウェブページ制作代行の提供を受けている契約者に対し、1ヵ月前までに通知することにより、提供者がきて NAVI ウェブページ制作代行を廃止すること。

2) 前項に基づく変更または廃止に関し、提供者は一切の責任を負わないものとします。

第10条(本細則の変更)

1) 提供者は、契約者に事前の承諾を得ることなく、いつでも本細則を変更することができるものとします。

2) 変更後の本細則については、提供者が別途定める場合を除いて、オンライン上に表示された時点より効力を発するものとします。

第11条(秘密保持)

1) 契約者および提供者は、きて NAVI ウェブページ制作代行を利用または提供するうえで知り得た、相手方の営業上の情報、技術情報、ノウハウ、経営情報(名称、住所等)等の一切の情報(以下「秘密情報」という)を秘密に保持し、きて NAVI ウェブページ制作代行の終了後においても、相手方の書

面による事前の承諾なくして、他の契約者または第三者に開示・漏洩、もしくは、きて NAVI ウェブページ制作代行を利用または提供する以外のいかなる目的のためにも使用してはならないものとします。

2) 前項の規定にかかわらず、次の情報は、秘密情報にあたらないものとします。

(1) 相手方より開示を受ける際に、すでに自ら所有していたことを立証できるもの。

(2) 第三者から適法に秘密保持義務を負わずに入手したことを立証できるもの。

(3) 相手方より開示を受ける際に、すでに公知公用であったもの。

(4) 相手方より開示を受けた後、自己の故意または過失によらず公知公用となったもの。

(5) 相手方より開示された情報によらず、独自に創作・開発したもの。

3) 契約者および提供者は、秘密情報につき、第三者から法令に基づき開示が求められた場合には、当該第三者に対し秘密情報を開示することができるものとします。

4) 提供者は、第4条第9項に基づき制作代行業務の全部または一部を委託した業者に対し、秘密情報を開示することができるものとします。

第12条(個人情報の保護)

契約者および提供者は、個人情報の保護を図るため、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し、適正な取り扱いをしなければならないものとします。

第13条(準拠法)

本細則に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第14条(合意管轄裁判所)

きて NAVI ウェブページ制作代行の利用に関して契約者と提供者の間に係争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合には、神戸地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第15条(紛争の解決のための努力)

きて NAVI ウェブページ制作代行の利用に関して契約者と提供者の間に係争が生じた時は、相互に協力の上、誠実に解決のための努力をするものとします。